

審議事項（５）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

平成 17 年 10 月 14 日

リース会計 今後の議論の方向性について

前回の委員会の審議状況を踏まえて -

【確認された事項】

1. 今後の審議は企業会計基準委員会で行う（リース事業協会からの検討の継続の依頼への対応）。
2. 現状の所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する例外処理（賃貸借取引に準ずる処理）は廃止し、何らかの対応を図る。

【再度審議することとされた事項】

3. 現行基準の原則法「売買取引に準じた会計処理」に一本化することを念頭において審議を行う。

前回の事務局の提案

「売買取引に準じた会計処理」に一本化することを念頭において審議を進める。

「売買取引に準じた会計処理」の適用をする上では、別記考え方 A¹及び考え方 B²の趣旨を踏まえ、借手における費用配分及び貸手における収益配分のあり方について検討を行う。

「売買取引に準じた会計処理」を適用する上で、中小企業への適用、少額資産の取扱い等については、別途検討を行う。

現行基準の原則法に一本化する方向性とした上で、税務との調整のために、一定の期間（例えば【X】年）はその適用を行わない。

において適用しないとする期間について、どのような会計処理を行うかについても、検討を行う。

【具体的な進め方のイメージ】

- 企業会計基準委員会で方向性を確定する。
- ↓
- 平成 17 年度中を目途に、上記 の「売買取引に準じた会計処理」の適用上の問題に

¹ 考え方 A；「リース債務」計上、損益計算書上「賃貸借処理」

² 考え方 B；リースを「使用権」の売買とみる会計処理

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

審議事項（５）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

ついて、専門委員会において審議を行い具体的な会計処理を取りまとめる。その後、企業会計基準委員会で審議を行い公表する。



- 税務との調整のために、一定の期間適用を行わない（この期間の取扱いについては、上記 参照）



- 適用を開始する。

上記3.の提案に関する委員、オブザーバーからの主な慎重論

事務局案では、「売買取引に準じた処理」の具体的な内容については、今後、専門委員会で検討するとしているが、その内容がわからないと判断が難しい。

事務局案では、税務との調整のために「一定の期間」適用を行わないとしているが、「一定の期間」経過後の適用が、税務問題の解決が前提となっているかどうかは明らかでない。

現状の例外処理は、負債が欠けていることが問題であり、基本的に貸借対照表の問題であると考えられるため、リース事業協会の別記考え方 A（「リース債務」計上、損益計算書上「貸借処理」）の採用を考えるべきではないか。

の意見があるため、委員会の審議と専門委員会の審議を同時並行的に行ってはどうか。リース事業協会の別記考え方 A,B,C³についても、専門委員会で審議すべきではないか。

産業に影響を与える可能性があり、慎重に審議を行うべきであり、結論を急ぐべきではないのではないかと。

上記の意見への対応案等

について

「売買取引に準じた会計処理」において、最低限満たされるべき要件は、以下のとおりと考えられる。

借手：リース資産の計上及びその償却、リース債務の計上

貸手：リース資産の譲渡及びリース債権の計上

「売買取引に準じた会計処理」に関するその他の論点は、例えば、別紙のようなものが考えられ、これらの技術的な問題は、専門委員会で検討を行うことが適当と思われる。

³ 考え方 C；個別財務諸表と連結財務諸表で異なる会計処理

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

審議事項（５）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

について

会計基準の適用を行う上で、税務との調整の完了を制約要因にすることは基本的に適切ではないと考えられる。一定の期間内に行われると期待される税務との調整の内容次第では、会計基準の内容に影響が及ぶこともあり得るかもしれないが、現状では調整の動向は予測不能である。「一定の期間」の設定の内容も含め、最終的な表現については、今後、委員会で検討を行う。

について

何らかの資産、負債の計上を図るという観点からは、リース事業協会の別記考え方 A も 1 つの案ではあるが、現行の原則処理（「売買取引に準じた会計処理」）がある以上、まずは原則処理の適用を検討すべきと考えられる。ただし、「別記考え方 A」の考え方を排除するわけではなく、原則処理（「売買取引に準じた会計処理」）の具体的な処理を考える上で、別記考え方 A についても斟酌して検討すべきと考えられる。

について

本件については、方向性の確定なしには、専門委員会の審議が円滑に進まないことが想定される。専門委員会は専門的・技術的な問題を審議すべき場である以上、まずは委員会で方向性を確定する必要があると考えられる。

について

本件については、平成 14 年 7 月から審議を開始しており、3 年以上が経過している。その間、委員会、専門委員会で多数の参考人からの意見を聴取するとともに、リース業界に検討を依頼し報告を受ける等、慎重に審議を進めてきており、結論を得るまでに十分な審議を重ねているところである。

以上

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

審議事項（５）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

【別紙】「売買取引に準じた会計処理」の検討上の論点

「売買取引に準じた会計処理」の詳細を検討する上では、例えば、以下のような論点が考えられる。

なお、借手における会計処理と貸手における会計処理は、異なる会計問題であり、両者の処理がミラーの関係になる必然性はないと考えられる。

【借手における論点の例】

	論点、考えられる方法等
会計処理関連事項 リース資産及びリース負債の計上方法	<ul style="list-style-type: none">■ リース料総額の割引現在価値（又は割引前金額）■ 貸手の購入価額■ 見積現金購入価額
リース資産の償却	<p><u>償却方法</u></p> <ul style="list-style-type: none">■ 自己の所有している固定資産と同様の償却方法■ リース資産については、自己の所有している固定資産と異なる償却方法（定額法、級数法等）を設定可能（実務指針⁴の方法） <p><u>償却年数</u></p> <ul style="list-style-type: none">■ リース期間（実務指針の方法）■ 物件の耐用年数 <p>物件そのものの譲渡と考えるか、使用権の設定と考えるか。 リース事業協会考え方Bに関連する。</p>
リース負債の処理	<p><u>当初にリース資産・負債をリース料総額で計上した場合</u></p> <ul style="list-style-type: none">■ 損益は生じない。 <p><u>当初にリース資産・負債をリース料総額の現在価値で計上した場合</u></p> <ul style="list-style-type: none">■ リース料総額とリース資産の差額（利息相当額）を、リース期間にわたり、利息法で費用計上（実務指針の方法）■ リース料総額とリース資産の差額を、リース期間にわたり、定額で費用計上

⁴ 「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」（平成6年1月18日、日本公認会計士協会）

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

審議事項（５）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

	論点、考えられる方法等
費用配分のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利息相当額を、リース期間にわたり逡減的に計上する方法（実務指針の方法） ■ リース期間にわたり定額的に費用計上する方法 リースが複合的な性格を有する中で、金融的な側面を重視するか、借手が資産の使用に必要なコストを定額のキャッシュ・フローとして確定する点を重視するか、という問題に関連する。リースの借手の利用意思を、どのように考慮するか。リース事業協会考え方 A に関連する。
重要性関連事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中小規模の企業に対する簡便法の検討 ■ 少額資産等に対する簡便法の検討

【貸手における論点の例】

	論点、考えられる方法等
会計処理関連事項 リース債権の計上方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ リース料総額（別途：前受利息相当額を計上） ■ リース物件の購入価額（実務指針の方法） （残存価額は便宜無視）
収益配分のあり方	<p>リース料総額は、原価部分（貸手の投資額）と収益部分に分解される。</p> <p>収益部分は、概念的には、販売益部分（ある場合）、利息部分、役務提供の対価部分、維持管理費用部分、その他の貸手の利益部分から構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 収益部分を構成要素に分解せず一括して会計処理を行うか（実務指針の方法）もしくは構成要素に分解して各々について会計処理を行うか。 ■ リース期間にわたり、収益配分をどのように行うか（逡減的配分（実務指針の方法）定額配分、販売益部分の別途処理等）
重要性関連事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 金額基準等による簡便法の検討

以上

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

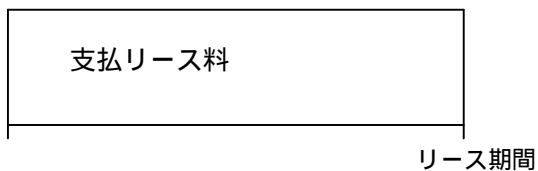
審議事項（５）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

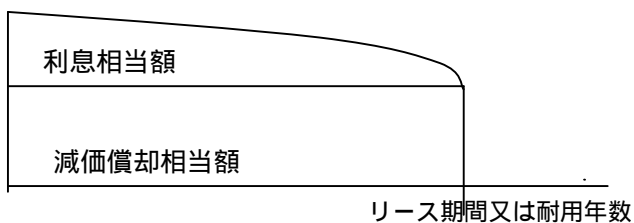
< 参考 >

費用の計上パターンのイメージ

< 賃貸借処理 >



< 「売買取引に準じた処理」の例：利息相当額を逡減的に計上する場合 >



< 「売買取引に準じた処理」の例：定額的に費用の計上を行う場合 >



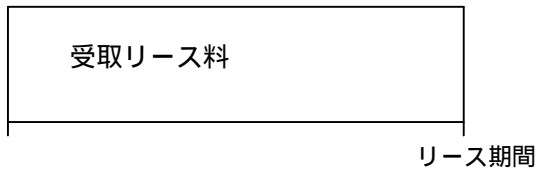
（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

審議事項（５）

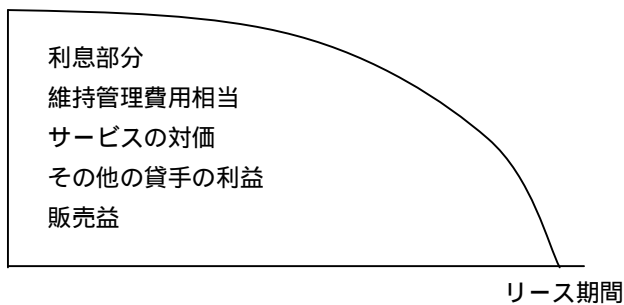
（内容は今後の審議により変更される場合があります）

収益の配分パターンのイメージ

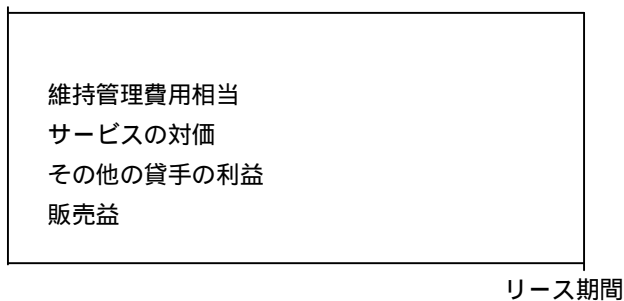
< 賃貸借処理 >



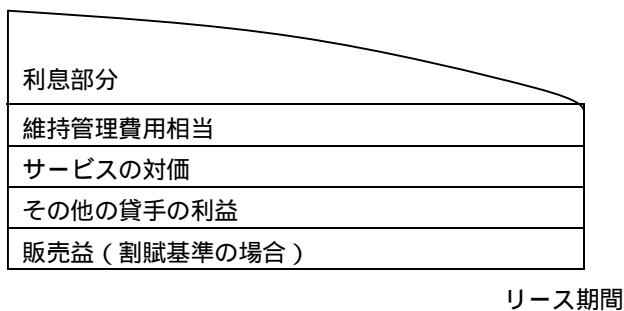
< 「売買取引に準じた処理」の例：構成要素に分解せずに逡減的に計上する場合 >



< 「売買取引に準じた処理」の例：構成要素に分解せずに定額的に計上する場合 >



< 「売買取引に準じた処理」の例：構成要素に分解する場合（構成要素毎の配分については例示） >



以上

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。